

八王子市立松枝小学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
- いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
- いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
- 不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
- 東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
- 東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
- 八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

いじめ防止基本方針

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、児童の心を深く傷付け、人格形成に大きな影響を与える大変憂慮すべき人権侵害である。

本校では、いじめは、どの学級にも、どの児童にも起こり得るものであるという認識に立ち、早期発見と未然防止を最優先課題として取り組む。

いじめ問題を真に解決するためには「いじめに発展するかもしれない」という視点に立ち丁寧に対応する。

令和8年度の重点項目

- ・「いじめないで済む力」について校長が全校児童に発信する。
- ・いじめの聞き取りは、シートを活用し複数で対応する。
- ・担任が一人で抱え込まず、組織的かつ迅速に対応する。
- ・いじめの状況を把握し、保護者に連絡し協力体制を構築する。
- ・子ども見守りシートをいじめ防止対策委員会で共有する。
- ・いじめ対策委員会を毎週実施し重大事態いじめをゼロにする。

いじめの防止等に関する校内体制

いじめ対策委員会

- 開催日 毎週月曜日 14時30分から
- 内容 ①学級内で担任と児童の交流（ハートフルタイム）
- ②いじめについての連絡・協議会（定例会）
- ・構成メンバー 校長、副校長、生活指導主任、学年主任
- コーディネーター、養護教諭
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断等

いじめ対応の流れ

- 1 いじめ対策委員会で状況を確認し、全職員で共通理解を図る。
- 2 重大事態にならないよう迅速かつ組織的な対応策を練る。
- 3 複数で聞き取りをし、保護者に伝え協力体制を構築する。
- 4 状況によっては、保護者と面談を行い丁寧に経過等の説明する。
- 5 解決に向けた話し合いを行う。
- 6 3ヶ月後に状況を確認し、校長が解消の判断を行う。

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月 6日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 8月31日 「いじめの未然防止」
- 1月12日 「いじめが起きた時の児童・保護者対応と聞き取り」

いじめの防止等に向けた授業・児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

「命の尊さを核とした」心の教育の充実

- 全校朝会の校長講話では、道徳の内容項目を意識し、道徳的価値の自覚を深め、道徳性を養う。
- 道徳の授業を要としながら豊かな感性や道徳的心情を培い道徳的実践力を家庭・地域と連携を図りながら高める。
- いのちの大切さを共に考える日に、いのちについて考えを深める。

SOS の出し方に関する授業・指導

- 暴力・暴言があった時には、先生や保護者に相談するよう日常的に指導する。
- 学校だけでなく家庭や習い事等で辛いこと・心配なことがあったら大人に相談するよう道徳や学級指導でSOSの出し方について指導する。
- 家庭や地域にもSOSを出すこともできることも指導する。
- また、電話で様々な機関に電話で相談もできることを指導する。

児童の自己肯定感を高める取組

- 自分のよさや友達のよさを共有し自覚する。
- 学習や係・当番活動でみんなのために役に立つ経験をさせ価値づけ認める。
- 運動会等の学校行事や縦割り班活動や委員会活動を通して、異学年とのかかわり達成感・充実感を味わわせる。
- キャリアパスポートを活用し、自己を振り返る。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。